| 電波の型式、周波数及び空中線電力 |
| --- |
| |
| 備考 |

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注）　　印

辺　長　辺　（日本工業規格Ａ列５番）

［注　略］

第２　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。

**別表第六号の四**　包括免許に交付する免許状の様式（第21条の２関係）

第１　特定無線局（法第27条の２第１号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特　定　無　線　局　免　許　状

| 包括免許人の氏名又は名称 | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 包括免許人の住所 | | | |
| 特定無線局の種別 | | | |
| 特定無線局の目的 | | 包括免許の番号 | |
| 包括免許の年月日 | | 包括免許の有効期間 | |
| 指定無線局数 | | 運用開始の期限 | |
| 通信の相手方 | | | |
| 包括免許人の事務所 | | | |
| 電波の型式、周波数及び空中線電力 | | | |
| | | | |

長　辺

| 電波の型式、周波数及び空中線電力 |
| --- |
| |
| 備考 |

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注）　　㊞

152ミリ

216ミリメートル

［注　同左］

第２　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局別表第五号の二の様式とし、法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、すべての事項を英語で併記する。

**別表第五号の五**　包括免許に係る免許状の様式（第21条の２関係）

第１　特定無線局（法第27条の２第１号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特　定　無　線　局　免　許　状

| 包括免許人の氏名又は名称 | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 包括免許人の住所 | | | |
| 特定無線局の種別 | | | |
| 特定無線局の目的 | | 包括免許の番号 | |
| 包括免許の年月日 | | 包括免許の有効期間 | |
| 指定無線局数 | | 運用開始の期限 | |
| 通信の相手方 | | | |
| 包括免許人の事務所 | | | |
| 電波の型式、周波数及び空中線電力 | | | |
| 備　考 | | | |

305ミリメートル

第明治三十種郵便物認可